

○保健医療福祉協議会条例

平成十六年三月二十六日

秋田県条例第十五号

改正 平成一六年一二月二四日条例第七二号

平成一七年三月一八日条例第一五号

平成一七年五月六日条例第五一号

平成一七年七月八日条例第五九号

平成一七年九月三〇日条例第八六号

保健医療福祉協議会条例をここに公布する。

保健医療福祉協議会条例

(設置及び所掌事務)

第一条 知事の諮問に応じ、地域における保健、医療、福祉、衛生及び生活環境に係る施策の総合的な推進に関する事項を調査審議させるため、保健医療福祉協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、前項に規定する事項について、知事に意見を述べることができる。

(名称及び所管区域)

第二条 協議会の名称及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	所管区域
秋田県大館鹿角地域保健医療福祉協議会	鹿角市 大館市 鹿角郡
秋田県鷹巣阿仁地域保健医療福祉協議会	北秋田市 北秋田郡
秋田県山本地域保健医療福祉協議会	能代市 山本郡
秋田県秋田地域保健医療福祉協議会	秋田市 男鹿市 潟上市 南秋田郡
秋田県由利地域保健医療福祉協議会	由利本荘市 にかほ市
秋田県仙北地域保健医療福祉協議会	大仙市 仙北市 仙北郡
秋田県平鹿地域保健医療福祉協議会	横手市
秋田県雄勝地域保健医療福祉協議会	湯沢市 雄勝郡

(平一六条例七二・平一七条例一五・平一七条例五一・平一七条例五九・平一七条例八六・一部改正)

(組織及び委員の任期)

第三条 協議会は、委員二十五人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 市町村及び関係行政機関の職員
 - 二 保健、医療、福祉、衛生又は生活環境に関する団体を代表する者
 - 三 医療施設及び社会福祉施設の職員
 - 四 学識経験のある者
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第四条 協議会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、協議会の議長となる。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第六条 協議会に、専門の事項を調査審議させるため、別に定めるところにより、部会を置く。

- 2 協議会に、前項の規定により部会の所掌に属させられた事項(以下「所掌事項」という。)を調査審議させるため、専門委員を置く。
- 3 専門委員は、第三条第二項各号に掲げる者のうちから、知事が任命する。
- 4 部会に属すべき委員及び専門委員は、三十五人以内とし、知事が指名する。
- 5 部会に、部会長を置く。
- 6 第三条第三項及び第四項の規定は専門委員について、第四条第二項から第四項まで及び前条の規定は部会長及び部会の会議について準用する。この場合において、第四条第二項及び第四項並びに前条第三項及び第四項中「委員」とあるのは、「部会に属する委員及び専門委員」と読み替えるものとする。
- 7 所掌事項については、協議会の定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決

とすることができる。

(委任規定)

第七条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

(保健所運営協議会条例の廃止)

2 保健所運営協議会条例（昭和二十九年秋田県条例第五十二号）は、廃止する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和三十一年秋田県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成一六年条例第七二号）抄

この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条（「河辺郡」を削る部分に限る。）の規定、第二条中秋田県健康増進交流センター条例第一条の改正規定、第三条中秋田県地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域を定める条例第一項の表秋田県秋田地域農業改良普及センターの項の改正規定（「、河辺郡」を削る部分に限る。）、第四条及び第六条の規定、第八条中秋田県流域下水道設置条例第二条の表秋田県秋田湾・雄物川流域下水道の項の改正規定（「河辺郡河辺町及び雄和町」を削る部分に限る。）並びに第十一条の規定 平成十七年一月十一日

三 前二号に掲げる規定以外の規定 平成十七年三月二十二日

附 則（平成一七年条例第一五号）

この条例は、平成十七年三月二十二日から施行する。

附 則（平成一七年条例第五一号）抄

この条例は、平成十七年六月二十日から施行する。

附 則（平成一七年条例第五九号）抄

この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中秋田県地域振興局設置条例第二条第一項の表秋田県仙北地域振興局の項の

改正規定、第三条中保健医療福祉協議会条例第二条の表秋田県仙北地域保健医療福祉協議会の項の改正規定、第四条から第六条までの規定、第七条中秋田県流域下水道設置条例第二条の表秋田県秋田湾・雄物川流域下水道の項の改正規定（「仙北郡角館町及び美郷町」を「仙北市 仙北郡美郷町」に改める部分に限る。）、第八条中秋田県立高等学校設置条例別表秋田県立角館高等学校の項及び秋田県立角館南高等学校の項の改正規定並びに第九条の規定（秋田県公営企業の設置等に関する条例第二条第二項の表大松川発電所の項の改正規定を除く。） 平成十七年九月二十日

二 前号に掲げる規定以外の規定 平成十七年十月一日

附 則（平成一七年条例第八六号）抄

この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から施行する。

一 次号及び第三号に掲げる規定以外の規定 平成十七年十月一日

保健医療福祉協議会部会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保健医療福祉協議会条例（平成16年秋田県条例第15号）第6条の規定に基づき設置する部会について定めることを目的とする。

(設置部会)

第2条 協議会には、次の部会を設置するものとする。

- (1) 地域医療推進部会
- (2) 救急・災害医療検討部会
- (3) 献血推進部会
- (4) 前各号に掲げるもののほか、各地域振興局福祉環境部長が必要と認める部会

(部会の所掌事項)

第3条 前条各号に掲げる部会は、それぞれ次の事項を所掌するものとする。

ただし、秋田地域保健医療福祉協議会献血推進部会の所掌事項については、秋田市保健所が所管する地域に関する事項を除くものとする。

(1) 地域医療推進部会

- ア 地域における医療体制の把握と推進策に関すること
- イ プライマリ・ケアの確保と推進策に関すること
- ウ 休日診療、夜間診療等の救急医療の確保に関すること
- エ 地域における公的病院等の役割や在り方の検討及び民間医療機関との機能分担と連携に関すること
- オ その他医療体制の確保に関し必要な事項

(2) 救急・災害医療検討部会

- ア 救急医療体制及び高度救急医療体制の在り方及び推進策に関すること
- イ 地域における災害医療体制の把握と推進策に関すること
- ウ 秋田県災害医療救護計画の推進及び周知徹底に関すること
- エ 秋田県救急・災害医療検討委員会に協議する事項に関すること
- オ その他災害医療対策の強化に関し必要な事項

(3) 献血推進部会

- ア 献血思想の普及に関すること
- イ 献血推進計画に関すること
- ウ 献血推進ボランティアの育成に関すること
- エ 献血者登録制度の推進に関すること
- オ 献血事業の表彰に関すること
- カ その他献血の推進に関し必要な事項

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は地域振興局福祉環境部長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

秋田県由利地域保健医療福祉協議会運営要領

（趣旨）

第 1 この要領は、保健医療福祉協議会条例（平成 16 年秋田県条例第 15 号）に定めるもののほか、保健医療福祉協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（副会長）

第 2 協議会に、副会長 1 人を置く。

2 副会長は、会長が指名する。

3 副会長は、会長を補佐する。

（関係者の出席）

第 3 会長は、諮問された事項の審議について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（部会への委任）

第 4 部会の議決事項は、協議会の会長が特に必要と認める場合を除き、協議会の議決事項とする。

（部会協議内容の報告）

第 5 部会での協議内容については、部会の開催後最初に開催される協議会で報告するものとする。

（準用）

第 6 第 2 及び第 3 の規定は、部会に準用するものとする。この場合、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

（庶務）

第 7 協議会及び部会の庶務は、地域振興局福祉環境部で処理する。

附 則

この要領は、平成 16 年 7 月 30 日から施行する。